

にかほ市教育委員会後援等に関する取扱要綱

令和5年12月28日
教育委員会告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）以外のものが実施する事業について、後援又は共催等（以下「後援等」という。）を行う場合の名義使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、講習会、展覧会、研究会、記念行事、競技会その他の催し物をいう。
- (2) 後援 教育委員会が当該事業の趣旨に賛同し、奨励する意思を表示することをいう。
- (3) 共催 教育委員会が共同主催者として、財政的支援又は人的支援その他必要な支援を行うことにより、当該事業の企画若しくは運営に参加し、教育委員会が責任の一部を負担することをいう。

(後援等の基準要件)

第3条 教育委員会は、事業の目的、内容等が市及び教育委員会の方針に合致し、市及び教育委員会の施策の推進に資する事業で次のいずれかに該当する場合には、後援等を行うものとする。

- (1) 教育、学術、文化の振興に寄与する事業と認められる場合
- (2) 本市及び教育委員会の事業の推進、普及又は啓発に関する事業と認められる場合
- (3) 地域活動の振興又は地域社会の発展につながる事業と認められる場合
- (4) その他教育委員会が特に認める事業の場合

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、後援等の目的、内容等が次のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を行わないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を損なうとき、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 営利又は商業宣伝を目的として利用するおそれがあると認められる場合
- (3) 政治的又は宗教的目的が含まれると認められる場合
- (4) 特定の思想又は信条、主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれがある場合
- (5) 構成員の親睦を目的とする場合
- (6) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれ、又は、社会的に非難を受けるおそれがある場合
- (7) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員と関係がある場合、又はそのおそれがある場合
- (8) その他教育委員会が後援等を行うことが不相当と認める場合
（申請の手続）

第4条 後援等の名義使用の承認を受けようとする団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、原則として事業開催日の1月前までににかほ市教育委員会後援等名義使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 主催団体の組織に関する書類（会則・規約及び役員名簿等）
- (2) 事業内容に関する書類（事業計画書）
- (3) 事業実施の収支に関する書類（収支計画書）
- (4) 他に後援等を既に受けている場合は、その許可通知等の写し
- (5) 広告・ポスター・チラシ・パンフレットその他の印刷物を作成する場合は、その原稿（案でも可）
- (6) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類
（後援等の承認）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該事業の後援等の名義使用を承認したときはにかほ市教育委員会後援等名義使用承認通知書（様式第2号）により、その承認を行わないことを決定したときはにかほ市教育委員会後援等名義使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の承認決定に際し、条件を付することができる。

(申請内容の審査)

第6条 教育委員会は、前条第1項による審査にあたっては、別表に定める審査基準に従い、審査を行うものとする。

(承認の変更申請等)

第7条 後援等の承認を受けたものが、当該承認を受けた後に事業内容等の変更をしようとするときは、速やかににかほ市教育委員会後援等承認変更申請書(様式第4号)を、教育委員会に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による承認変更の申請があった場合について準用する。

(承認の取消し)

第8条 教育委員会は、後援等の承認を受けた事業が次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すことができる。

- (1) 後援等の承認の申請に偽りがあったとき。
- (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 承認に付した条件に違反したとき。
- (4) その他教育委員会が適当でないと認める事由が生じたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、にかほ市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書(様式第5号)により、当該後援等の承認を受けた申請者に通知するものとする。

(事業完了の報告)

第9条 後援等の承認を受けた申請者は、当該事業完了後1月以内にかほ市教育委員会後援等事業実施報告書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(承認の効力等)

第10条 承認の効力は、承認としたものの記載内容に限り効力を有する。

2 事業の内容等が申請内容と相違すると認められた場合又は申請内容が第6条に規定する審査内容と相違すると認められた場合は、当該承認の効果は失われるとともに、当該団体に対する今後の承認は行わない。

(所管課等)

第 1 1 条 後援等に関する事務の所管課は、当該事業に係る事務を分掌している所属又は当該団体に最も関係の深い所属とする。この場合において、2以上の所属に関連する事業は、そのうち最も関係の深い所属を主管課とする。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

審査基準

1 主催者について

- (1) 教育委員会が後援等をするにふさわしい団体又は者であること。
 - ・会則あるいは規約が整備された組織で、活動目的や役員、構成員及び収支が明確である。
- (2) 主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (3) 特定の政治団体、宗教団体に関するものでないこと。又は、同団体に準ずる組織の後援等を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 事業の内容について

- (1) 教育上の見地から児童生徒に対して有意義なものであること。
- (2) 市民各層に対して広く教養を高め、文化の向上に資するものであること。
- (3) 事業の目的が明確であり、市民の生活に適したものであること。
- (4) 広く市民各層を対象として、気軽に参加できるものであること。
- (5) 事業の開催地がにかほ市内であること。ただし、にかほ市民の多数の参加が見込まれる場合は、この限りでない。
- (6) 商業的、宗教的、思想的、政治的な宣伝を意図するものでないこと。
- (7) 料金等が適切であること。
- (8) 社会的悪影響を及ぼすものでないこと。
- (9) その他教育委員会が適当と認めるものであること。

3 後援等の必要性について

- (1) 後援等を必要とする理由が明確であること。